

議案第 5 2 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う  
大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

大阪広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、これに伴う大阪広域水道企業団規約を変更することについて、関係市町村と協議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、これに伴う大阪広域水道企業団規約を変更することに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、関係市町村と協議するため、同法第290条の規定により提案するものであります。

## 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約(平成 22 年 11 月 2 日大阪府知事許可)の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「泉南市」を「藤井寺市、泉南市」に改め、「四条畷市」の次に「、大阪狭山市」を、「忠岡市」の次に「、熊取町」を、「太子町」の次に「、河南町」を加える。

### 附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約の一部変更)

2 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約(平成 30 年 7 月 18 日大阪府知事許可)の一部を次のように変更する。

附則中「平成 36 年 4 月 1 日」を「令和 6 年 4 月 1 日」に改める。

大阪広域水道企業団規約 新旧対照表

新	旧
<p>別表第2(第3条関係)</p> <div data-bbox="191 280 782 414" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>藤井寺市、泉南市、四条畷市、大阪狭山市、                      阪南市、豊能町、忠岡町、熊取町、田尻町、                      岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p> </div>	<p>別表第2(第3条関係)</p> <div data-bbox="837 280 1428 369" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>泉南市、四条畷市、阪南市、豊能町、忠岡                      町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村</p> </div>

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約 新旧対照表(附則第2項による改正)

新	旧
<p>附 則</p> <p>この規約は、平成31年4月1日から施行する。                      ただし、第2条の規定は、<u>令和6年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規約は、平成31年4月1日から施行する。                      ただし、第2条の規定は、<u>平成36年4月1日</u>から施行する。</p>